

## 第49期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況  
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況  
連結株主資本等変動計算書  
連結計算書類の連結注記表  
株主資本等変動計算書  
計算書類の個別注記表  
(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

株式会社タカラレーベン

上記の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.leben.co.jp/ir/procedure.html>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

## 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2021年3月31日現在)

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権	
発行決議日	2012年6月22日	2013年4月8日	2014年4月11日	
新株予約権の数	325個	301個	323個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 130,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 120,400株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 129,200株 (新株予約権1個につき400株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	
権利行使期間	2012年7月10日から 2052年7月9日まで	2013年5月15日から 2053年5月14日まで	2014年5月14日から 2054年5月13日まで	
行使の条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数 116個 目的となる株式数 46,400株 保有者数 2人	新株予約権の数 103個 目的となる株式数 41,200株 保有者数 2人	新株予約権の数 104個 目的となる株式数 41,600株 保有者数 2人

	第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権	
発行決議日	2015年6月24日	2016年4月11日	2017年6月27日	
新株予約権の数	334個	313個	320個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 133,600株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 125,200株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 128,000株 (新株予約権1個につき400株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	
権利行使期間	2015年7月15日から 2055年7月14日まで	2016年5月11日から 2056年5月10日まで	2017年7月12日から 2057年7月11日まで	
行使の条件	(注) 1	(注) 1	(注) 2	
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数 118個 目的となる株式数 47,200株 保有者数 3人 (注) 4	新株予約権の数 117個 目的となる株式数 46,800株 保有者数 3人 (注) 4	新株予約権の数 165個 目的となる株式数 66,000株 保有者数 5人 (注) 4

	第7回B種 新株予約権	第8回B種 新株予約権	第9回B種 新株予約権
発行決議日	2018年8月2日	2019年7月1日	2020年7月13日
新株予約権の数	410個	390個	399個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 164,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 156,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 159,600株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払込みは要しない	新株予約権と引換えに 払込みは要しない	新株予約権と引換えに 払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2018年8月29日から 2058年8月28日まで	2019年7月31日から 2059年7月30日まで	2020年8月2日から 2060年8月1日まで
行使の条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 215個 目的となる株式数 86,000株 保有者数 6人 (注) 4	新株予約権の数 331個 目的となる株式数 132,400株 保有者数 8人 (注) 4

(注) 1. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

(i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。

ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

③2013年7月1日付で、普通株式1株を4株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は1個当たり100株から400株へと調整されております。

2. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

(i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき

(ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき

- (iii) 新株予約権の割当てを受けた日から3年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社の都合による退任又は退職は含まない。）によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
  - (iv) 当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
  - (v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
  - ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
  - ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
3. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
    - (i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
    - (ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
    - (iii) 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社の都合による退任又は退職は含まない。）によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
    - (iv) 当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
    - (v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
  - ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
  - ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
4. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第9回B種新株予約権
発行決議日		2020年7月13日
新株予約権の数		399個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 159,600株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり400円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2020年8月2日から 2060年8月1日まで
行使の条件		(注) 1
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 68個 目的となる株式数 27,200株 交付者数 4人

- (注) 1. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- . イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
- (ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
- (iii) 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社の都合による退任又は退職は含まない。）によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
- (iv) 当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
- (v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- . 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ＜業務の適正を確保するための体制＞

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」について、取締役会において下記のとおりの基本方針を定めております。

#### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体や職務に応じ適切に保存、管理を行う。

また、総合企画本部長を情報統括管理責任者として定め、当社内の機密事項に関する取扱いは「機密管理規程」に基づき、経営企画部長が情報管理責任者となり、適宜その管理、保全の状況報告を行うとともに、各部署の所属長は担当部署内における情報管理者として相互牽制を図り、迅速かつ確実な情報管理を行う。

#### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置し、経営全般に係るあらゆるリスクの検証と報告及びこれらのリスクの回避や低減のために実施すべき施策や管理についての協議、または決定を行い、内部統制強化と財務報告を含む運営全般に係る不祥事やコンプライアンス欠如等の防止を徹底する。また、その小委員会として「事業戦略」、「財務」、「IT・事務」、「コンプライアンス」といった夫々の委員会を必要に応じ設けることにより、個々のリスク管理に応じた積極的な提案がなされる体制としている。また、各小委員会での協議内容は「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、適宜「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」にて報告、検証をし、その内容に応じ取締役会への報告もすることで、リスク発生時を想定したうえでの迅速な意思決定を行う体制としている。

#### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行の効率的体制を確保するために、業容の拡大に伴う経営体制の強化を図りつつ、経営全般に関する意思決定プロセスを迅速に行う。

各取締役は「取締役会規程」及び「職務権限規程」、「稟議規程」に定める、その職務執行に係る権限と稟議決裁権を遵守し、「経営会議」、「本部会議」、「営業会議」等の会議体を主催することでその職務執行に係る監督責任の資質向上を図り、効率的な運営を行う体制としている。

#### (4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社長直属の独立室として内部監査室を設け、取締役会より指名を受けた内部監査室長は「内部監査規程」に基づき、各事業年度の開始にあたり、その当該年度の内部監査に係る基本計画書・実施計画書を策定し、「組織及び制度監査」、「業務監査」、「会計監査」、「関係会社監査」、「コンピューターシステム監査」を実施する。また、その監査内容により、各監査役及び会計監査人等との相互補完を図り、その専門的見地を含めた報告を定期的に取締役会でも行うことにより、各取締役をはじめ、当社の従業員全般に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としている。

- (5) 当会社並びに親会社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当会社は、各関係会社の発展と相互利益の促進を図るため「関係会社管理規程」を定め、各関係会社の経営意思を尊重しつつ、その内容と段階に応じ、取締役及び監査役を各関係会社へ派遣し、兼務させることにより、各関係会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況について、当会社の取締役会に報告する体制としている。
  - ② 当会社は、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、各関係会社についての経営状況と財務状況を把握し、リスクの評価・管理等を行う体制としている。
  - ③ 当会社は、経営企画部長が必要に応じ、当会社各部署の人員を各関係会社へ派遣し、その相乗効果を図るとともに、各関係会社の取締役も含め、適宜、取締役会において活発な意見交換がされることにより、総合的な経営の効率化を確保する体制としている。
  - ④ 当会社は、内部監査室長及び各監査役等が定期的な監査を各関係会社へ実施することにより、各関係会社の取締役等及び使用人に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としている。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当会社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた際にはこれに応じるとともに、その配置等に関する具体的な内容については、監査役の意見を十分に考慮した上で決定する。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
当会社は、監査役職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役を補助すべき使用人は、監査役から受けた指揮命令に関して、取締役からの指揮命令を受けないこととし、当該使用人の変更等の人事は、監査役の意見を十分に考慮した上で決定する。
- (8) 当会社及び子会社の取締役及び使用人等が当会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当会社及び各関係会社は、各取締役及び全従業員が監査役会へ行う報告事項として、法定事項のほか、グループ全体の経営、財政状態、並びにその業績に重大な影響を及ぼす事項並びに内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為等、当会社にて予め定める監査役会への報告事項を、遅滞なく報告することを遵守する。  
また、当会社の各監査役は、当会社が開催する取締役会へ全員出席し、客観的判断及びチェックをする際には、その十分な職歴と知識を基に活発な意見交換をし、経営全般にわたる意思決定の牽制機能の充実を図る。
- (9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当会社及び各関係会社は、監査役に報告をした者に対して、相談または通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利な取扱いを受けないことを確保する体制としている。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は「監査役会規程」を定め、各監査役がその監査内容に応じ、各取締役及び従業員等からの報告のほかに、内部監査室が実施する業務監査、会計監査人が実施する会計監査の内容等も意見聴取し、かつ各関係会社の取締役会への出席、各取締役へのヒアリングも夫々の責任担当にて実施することで、グループ全体を見据えた実効性と効率性のある監査体制としている。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で対応することを基本方針としております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、顧問弁護士の指導のもと、暴力団排除活動に積極的に参加しております。また所轄警察署及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

反社会的勢力による被害を防止するため、平素より、警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナー等に参加するなど情報の収集に努めております。

また、取引先等に対しては「反社会的勢力との絶縁に関する覚書」の取り交わしをお願いするか、或いは各種契約書類内に「反社会的勢力排除条項」を盛り込む等し、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して実践しております。

## <業務の適正を確保するための体制の運用状況>

当会社では、上記体制のもと、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

### (1) 内部統制システム全般

当会社は、取締役会、監査役会、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会及び社長直属の独立室である内部監査室において、職務執行体制及び内部監査に係る諸規程に従い、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性及びコンプライアンスの状況等、当会社及び各関係会社を含むグループ全体の内部統制の整備・運用状況を検証しました。

### (2) 法令遵守体制について

当会社は、社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を概ね月1回の頻度で開催し、当会社及び各関係会社を含むグループ全体から、グループ各社で発生したリスク案件を報告させ、同委員会にて検証した結果を、取締役会に報告することで、未然防止、早期解決及び再発防止に努めました。

### (3) 関係会社の経営管理体制について

各関係会社における重要事項の報告については、「関係会社管理規程」等に基づき、当該関係会社を兼務する取締役及び監査役を通じ、当会社取締役会において報告がなされたほか、定期的に各関係会社の代表取締役が当会社取締役会に出席し、経営状況等の報告がなされました。また、経営に関する議題を審議する経営会議においても、必要に応じて報告が行われました。

### (4) 監査役の監査体制について

当会社の監査役は、監査役会を月1回以上開催し、監査役相互の情報交換を行うとともに、「監査役会規程」等に基づき、その監査内容に応じ、各取締役及び従業員等からの報告のほか、内部監査室が実施する業務監査、会計監査人が実施する会計監査の内容等も意見聴取し、効率的かつ効果的な監査を実施しました。

## <剰余金の配当等の決定に関する方針>

当会社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき金10円とさせていただきますことを本総会にお諮りする予定です。すでに、実施済みの中間配当金1株当たり金4円とあわせまして、年間配当金は1株当たり金14円となります。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年4月1日 期首残高	4,819	4,817	45,817	△4,695	50,759
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,843		△1,843
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,693		4,693
自己株式の処分		△16		90	73
利益剰余金から資本剰余金への 振替		16	△16		-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,832	90	2,922
2021年3月31日 期末残高	4,819	4,817	48,649	△4,604	53,682

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2020年4月1日 期首残高	△97	△0	△27	△124	241	263	51,139
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,843
親会社株主に帰属する 当期純利益							4,693
自己株式の処分							73
利益剰余金から資本剰余金への 振替							-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	619	△1	18	637	△41	△25	569
連結会計年度中の変動額合計	619	△1	18	637	△41	△25	3,492
2021年3月31日 期末残高	521	△1	△8	512	199	237	54,632

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- イ. 連結子会社の数 20社
- ロ. 主要な連結子会社名 株式会社レーベンコミュニティ  
株式会社タカラレーベン東北  
株式会社タカラレーベン西日本  
株式会社日興タカラコーポレーション  
株式会社タカラレーベンリアルネット  
株式会社レーベンゼストック  
株式会社レーベントラスト  
タカラアセットマネジメント株式会社  
タカラPAG不動産投資顧問株式会社

##### ハ. 連結の範囲の変更

合同会社桜道9は、2020年7月8日付で持分を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

合同会社レーベンファンディングは、2021年1月5日付で新たに設立したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

エコフレンドリー株式会社は、2021年3月22日付で株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の状況

- イ. 非連結子会社の数 2社
- ロ. 非連結子会社名 合同会社RS  
合同会社SDX

##### ハ. 連結の範囲のから除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

##### ③ 開示対象特別目的会社

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用会社の状況

- イ. 持分法適用会社の数 3社
- ロ. 主要な持分法適用会社の名称 株式会社サンウッド

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

- イ. 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 4社
- ロ. 主要な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称 合同会社RS  
合同会社SDX

##### ハ. 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

##### ① 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 12社、4月末日 1社、6月末日 1社、8月末日 1社、9月末日 2社、11月末日 1社、12月末日 1社、1月末日 1社

##### ② 連結計算書類作成にあたっては、決算日が連結決算日と異なる連結子会社については、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

a. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。

b. その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

定額法を採用しております。

二. 長期前払費用

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 完成工事補償引当金

自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

二. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

- (5) 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。
- ③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法  
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ④ 小規模企業等における簡便法の採用  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、10年以内の均等償却を行っております。  
ただし、金額の僅少なものについては発生年度に一括で償却しております。
- (7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理                      消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。また、資産に係る控除対象外消費税等については、発生連結会計年度の期間費用としております。
- (8) 重要な会計上の見積り  
・資産の減損損失  
イ. 当連結会計年度の連結計算書類に減損損失として計上した金額
- |         |          |
|---------|----------|
| 建物及び構築物 | 1,185百万円 |
| 土地      | 1,404百万円 |
| 計       | 2,589百万円 |
- ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
当社は、資産を使用することでキャッシュを生み出す最小の単位として個別の物件単位にグルーピングを行っております。  
この各資産グループについては、当連結会計年度において「減損損失に関する注記」に記載しているように、不動産鑑定士による鑑定評価額等を回収可能額として、減損損失2,589百万円を認識しております。この鑑定評価額等は、各資産グループの事業計画を基に周辺環境等を総合的に勘案し算定しております。  
これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。
- (9) 表示方法の変更  
・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更  
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（重要な会計上の見積り）を記載しております。
- (10) 追加情報  
新型コロナウイルス感染拡大による企業活動への影響は、2022年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続すると仮定し、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	1,833百万円
受取手形及び売掛金	648百万円
販売用不動産	18,418百万円
仕掛販売用不動産	41,474百万円
建物及び構築物	6,654百万円
機械装置及び運搬具	9,767百万円
工具、器具及び備品	44百万円
土地	23,699百万円
建設仮勘定	931百万円
その他（無形固定資産）	386百万円
計	103,857百万円

上記に対する債務

短期借入金	7,535百万円
1年以内返済予定の長期借入金	16,122百万円
長期借入金	69,551百万円
計	93,209百万円
（うちノンリコースローン）	(13,507百万円)

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,801百万円

(3) 保証債務

顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了 までの金融機関等に対する連帯保証債務	11,900百万円
Minato Vietnam Co., Ltd	810百万円
計	12,711百万円

#### (4) 退職給付関係

##### ① 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を併用しております。

なお、一部の連結子会社が採用する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しておりません。

##### ② 確定給付制度

###### イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（□. に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

退職給付債務の期首残高	424百万円
勤務費用	76百万円
利息費用	1百万円
数理計算上の差異の発生額	△19百万円
退職給付の支払額	△16百万円
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	250百万円
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	101百万円
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>818百万円</u>

###### □. 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	229百万円
退職給付費用	84百万円
退職給付の支払額	△12百万円
中小企業退職金共済制度への拠出額	△5百万円
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	△250百万円
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>45百万円</u>

###### ハ. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	911百万円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△47百万円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>863百万円</u>

###### 二. 退職給付費用

勤務費用	76百万円
利息費用	1百万円
数理計算上の差異の費用処理額	7百万円
簡便法で計算した退職給付費用	78百万円
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	101百万円
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>266百万円</u>

##### ③ 確定拠出制度

当社グループの中小企業退職金共済制度への要拠出額は、5百万円であります。

(5) 有形固定資産の保有目的の変更

保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物4,723百万円、土地7,667百万円、建設仮勘定2,984百万円、リース資産0百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えておりません。

また、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物57百万円、機械装置及び運搬具6,065百万円、借地権25百万円、土地299百万円、その他257百万円を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産は当連結会計年度において売却しております。

(6) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に関する事項

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関61社と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度限度額及び 貸出コミットメントの総額	70,930百万円
借入未実行残高	39,380百万円
差引額	31,550百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	121,000千株	－千株	－千株	121,000千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	12,587千株	－千株	242千株	12,344千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少242千株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

## (3) 剰余金の配当に関する事項

## ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,409	13	2020年3月31日	2020年6月30日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	434	4	2020年9月30日	2020年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの  
2021年6月25日開催の第49期定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・配当金の総額 1,086百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月28日

## (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権	第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権	第7回B種 新株予約権	第8回B種 新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式							
目的となる 株式の数	46,400株	41,200株	41,600株	47,200株	46,800株	90,000株	118,000株	118,000株
新株予約権 の個数	116個	103個	104個	118個	117個	225個	295個	295個
新株予約権 の残高	5百万円	12百万円	7百万円	22百万円	22百万円	28百万円	29百万円	34百万円

	第9回B種 新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式
目的となる 株式の数	159,600株
新株予約権 の個数	399個
新株予約権 の残高	36百万円

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、販売計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関から調達しております。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、返済及び償還期間は主として3年以内であります。借入金については、金利の変動リスクに晒されております。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、各事業部門並びに管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

###### ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債については、各金融機関ごとの金利の一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。また、営業債務及び借入金等は、当社財務部にて資金計画表を作成する等の方法により資金管理をしております。

###### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注) 2. 参照)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	39,169	39,169	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,193		
貸倒引当金 (※)	△1		
	2,192	2,192	—
(3) 投資有価証券	4,743	4,743	—
資産計	46,105	46,105	—
(1) 支払手形及び買掛金	13,318	13,318	—
(2) 短期借入金	9,208	9,208	—
(3) リース債務 (流動)	3	3	—
(4) 長期借入金 (1年以内返済予定の 長期借入金を含む)	103,246	103,243	△2
(5) 社債	6,104	6,207	103
(6) リース債務 (固定)	8	8	△0
負債計	131,889	131,989	100

(※) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらは、すべて株式であり、その時価については取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務 (流動)、(6) リース債務 (固定)

これらの時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定して  
おります。

(4) 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えら  
れるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定  
される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 社債

元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額451百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、  
〔(3) 投資有価証券〕には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）及び賃貸用のマンション等を有しております。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は210百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価（百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
38,250	1,459	39,709	39,099

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は不動産取得（11,746百万円）及び賃貸等不動産への用途変更（5,251百万円）であり、主な減少額は販売用不動産及び仕掛販売用不動産への振替（15,375百万円）、減価償却費（433百万円）及び減損損失（856百万円）であります。  
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づく金額によっております。  
4. 建設中の資産については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 498円78銭  
(2) 1株当たり当期純利益 43円22銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2021年4月12日開催の臨時取締役会において、ACAグリーンエネルギー株式会社の発行済株式総数の100.0%を取得し、連結子会社化することを決議いたしました。また、同日付で株式譲渡契約を締結し、当該譲渡契約に基づき2021年4月13日に同社の株式を取得しております。

### (1) 株式の取得の理由

当社は、2016年に東京証券取引所インフラファンド市場に第1号としてタカラレーベン・インフラ投資法人を上場させるなど、再生可能エネルギー発電の大手としてメガソーラー事業を推進して参りましたが、今般来たるべくゼロカーボン社会の実現に向けて更なる再生可能エネルギーを供給するため、東京都中央区に本社を構えるACAグリーンエネルギー株式会社の株式を取得し連結子会社化することとしました。同社は、創業時より小規模太陽光発電施設の開発を全国で展開しており、実績を豊富に有しております。また、日本国内における再生可能エネルギー需要の高まりから、オンサイト型・オフサイト型PPAや地域マイクログリッド構想を視野に入れ、FIT（固定買取価格制度）に依存しないビジネスモデルの構築を図っております。同社を連結子会社化することは、当社グループの発電事業の更なる強化に加え、今後のエネルギー事業の展開に大きく寄与するものと考え、この度の株式取得を決定いたしました。

### (2) 株式取得の相手先の名称

ACAエネルギー株式会社

### (3) 買収する会社の名称、事業内容、規模

- |           |   |
|-----------|---|
| ①被取得企業の名称 | ACAグリーンエネルギー株式会社  |
| ②事業の内容    | 再生可能エネルギー事業による売電施設、二次利用施設、同システムの企画、設計、施工、管理等に関する業務並びにこれらに関するコンサルティング業務等 |
| ③資本金の額    | 655百万円  |

### (4) 株式取得の時期

2021年4月13日

### (5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

- |           |          |
|-----------|----------|
| ①取得する株式数  | 130,500株 |
| ②取得後の持分比率 | 100.0%   |

なお、取得価額については、当事者間の契約によって非開示としておりますが、公正妥当な金額にて取得しております。

### (6) 支払資金の調達及び支払方法

自己資金により充当

8. その他の注記

減損損失に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において、賃貸不動産、ホテル及び遊休資産の収益性の低下等により、以下の資産又は資産グループについて減損損失（2,589百万円）を計上しております。

用途	種類	場所	金額 (百万円)
賃貸不動産	土地・建物	京都府京都市	388
ホテル	土地・建物	京都府京都市	995
	土地・建物	京都府京都市	593
	土地	京都府京都市	113
	土地・建物	京都府京都市	467
遊休資産	土地	栃木県栃木市	30
合計			2,589

また、科目別の内訳は、土地1,404百万円、建物1,185百万円であります。

当社グループは、賃貸不動産、ホテル及び遊休資産については個別の物件単位にグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基準に評価しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計		そ の 他 利 益 剰 余 金			
					特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2020年4月1日期首残高	4,819	4,817	－	4,817	92	5	14,681	25,913	40,692
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の取崩						△5		5	－
剰余金の配当								△1,843	△1,843
当期純利益								3,257	3,257
自己株式の処分			△16	△16					
利益剰余金から資本剰余金への振替			16	16				△16	△16
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△5	－	1,402	1,397
2021年3月31日期末残高	4,819	4,817	－	4,817	92	0	14,681	27,316	42,090

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
2020年4月1日期首残高	△4,695	45,634	△31	△31	241	45,844
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の取崩		－				－
剰余金の配当		△1,843				△1,843
当期純利益		3,257				3,257
自己株式の処分	90	73				73
利益剰余金から資本剰余金への振替		－				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			512	512	△41	471
事業年度中の変動額合計	90	1,487	512	512	△41	1,958
2021年3月31日期末残高	△4,604	47,122	481	481	199	47,803

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的債券 償却原価法（定額法）を採用しております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式、  
その他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ その他有価証券  
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。  
時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 3～50年  
機械及び装置 7～17年
- ② 無形固定資産  
(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 完成工事補償引当金 自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。また、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

(6) 重要な会計上の見積り

- ・資産の減損損失

イ. 当事業年度の計算書類に減損損失として計上した金額

建物	1,185百万円
土地	1,404百万円
計	2,589百万円

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、資産を使用することでキャッシュを生み出す最小の単位として個別の物件単位にグルーピングを行っております。

この各資産グループについては、当事業年度において「減損損失に関する注記」に記載しているように、不動産鑑定士による鑑定評価額等を回収可能価額として、減損損失2,589百万円を認識しております。この鑑定評価額等は、各資産グループの事業計画を基に周辺環境等を総合的に勘案し算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

(7) 表示方法の変更

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（重要な会計上の見積り）を記載しております。

(8) 追加情報

新型コロナウイルス感染拡大による企業活動への影響は、2022年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続すると仮定し、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	40百万円
売掛金	514百万円
販売用不動産	8,968百万円
仕掛販売用不動産	28,028百万円
建物	3,799百万円
構築物	588百万円
機械及び装置	2,237百万円
工具、器具及び備品	44百万円
土地	16,490百万円
建設仮勘定	864百万円
借地権	377百万円
ソフトウェア	1百万円
計	61,955百万円

上記に対する債務

短期借入金	3,826百万円
1年以内返済予定の長期借入金	11,143百万円
長期借入金	40,230百万円
計	55,199百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,842百万円

(3) 保証債務

顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了 までの金融機関等に対する連帯保証債務	9,056百万円
株式会社レーベンゼストック	3,626百万円
株式会社日興タカラコーポレーション	1,552百万円
株式会社タカラレーベン東北	550百万円
Minato Vietnam Co., Ltd	810百万円
計	15,596百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	3,332百万円
② 短期金銭債務	173百万円

(5) 有形固定資産の保有目的の変更

保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において建物3,985百万円、構築物20百万円、土地6,850百万円、建設仮勘定2,984百万円を販売用不動産に振替えております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において機械及び装置320百万円、借地権19百万円を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産は当事業年度において売却しております。

(6) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に関する事項

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関44社と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極限度額及び 貸出コミットメントの総額	52,057百万円
借入実行残高	27,004百万円
差引額	25,053百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	2,580百万円
② 仕入高	921百万円
③ 営業取引以外の取引高	1,518百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	12,587千株	－千株	242千株	12,344千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少242千株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(百万円)
賞与引当金損金算入限度超過額	92
貸倒引当金損金算入限度超過額	42
販売用不動産評価損否認	372
会員権評価損否認	32
退職給付引当金損金算入限度超過額	139
減価償却損金算入限度超過額	528
減損損失否認	851
繰延消費税等	86
未払事業税	128
投資有価証券強制評価減否認	3
資産除去債務否認	27
税務繰延資産	264
前受金計上否認	223
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	33
新株予約権	61
工事補償損失否認	66
その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産小計	2,954
評価性引当額	△1,392
繰延税金資産合計	1,562
繰延税金負債	
特別償却準備金認定損	△0
合併受入資産評価差額	△551
その他有価証券評価差額金	△210
繰延税金負債合計	△761
繰延税金資産の純額	800

6. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社レーベンゼストック	10	不動産買取 再販事業	所有 直接 100	債務保証 資金援助	債務保証 (注) 2	3,626	—	—
						資金の貸付 (注) 3	1,800	関係会社 短期貸付金	1,800
子会社	ソーラー・フィールド9合同会社	0	発電事業	所有 直接 100	資金援助	資金の貸付 (注) 3	3,602	関係会社 短期貸付金	3,602
子会社	株式会社日興タカラ コーポレーション	200	不動産販売事 業	所有 直接 100	債務保証	債務保証 (注) 2	1,552	—	—

(注) 1. 上記の取引金額には消費税は含まれておりません。

2. 債務保証については、年0.3%の保証料を受領しております。

3. 貸付金利は当社の調達金利を勘案して利率を合理的に決定しておりますが、一部の関係会社については、個別の状況を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	438円12銭
(2) 1株当たり当期純利益	30円00銭

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2021年4月12日開催の臨時取締役会において、ACAクリーンエナジー株式会社の発行済株式総数の100.0%を取得し、連結子会社化することを決議いたしました。また、同日付で株式譲渡契約を締結し、当該譲渡契約に基づき2021年4月13日に同社の株式を取得しております。

詳細につきましては、「連結注記表7. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

9. その他の注記

減損損失に関する注記

当社は、当事業年度において、賃貸不動産、ホテル及び遊休資産の収益性の低下等により、以下の資産又は資産グループについて減損損失（2,589百万円）を計上しております。

用途	種類	場所	金額 (百万円)
賃貸不動産	土地・建物	京都府京都市	388
ホテル	土地・建物	京都府京都市	995
	土地・建物	京都府京都市	593
	土地	京都府京都市	113
	土地・建物	京都府京都市	467
遊休資産	土地	栃木県栃木市	30
合計			2,589

また、科目別の内訳は、土地1,404百万円、建物1,185百万円であります。

当社は、賃貸不動産、ホテル及び遊休資産については個別の物件単位にグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基準に評価しております。